

幼稚園における待機児童の受入れ
及び
公立小中学校の余裕教室等の
保育所への活用について
(子育て安心プラン)

平成29年10月
文部科学省

子育て安心プランにおける幼稚園としての対応の方向性

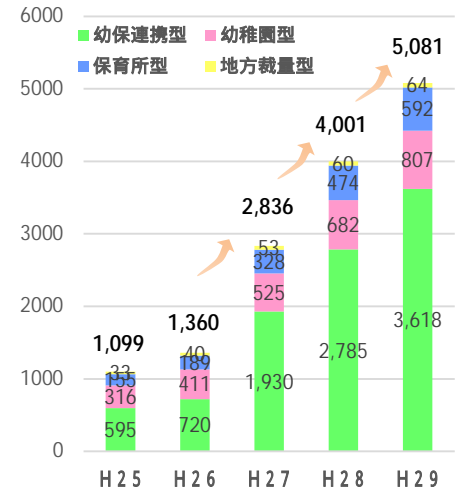
これまでの取組の成果

- ・ 幼稚園から認定こども園への移行により約17万人分(推計)の保育の受け皿を確保(認定こども園数: 5,081園(うち幼稚園由来4割))。
- ・ 幼稚園児に対する預かり保育の推進(私立95.0%)により、3歳以上の待機児童の抑制・減少に寄与。

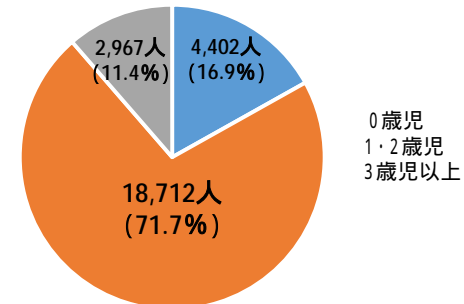
待機児童を巡る諸情勢

- ・ 待機児童の7割以上を占める1・2歳児の受け皿確保が喫緊の課題。
- ・ 今後、育休の最長2年への延長(H29.10~)や働き方の多様化により、2歳児以降の保育ニーズが更に増大・多様化していく見込み。

認定こども園数の推移



年齢別待機児童数(H29)



幼稚園がこれまで培ってきた実績・知見も踏まえ、2歳児を中心とした待機児童の受入れをより一層推進。

これにより、保育所等が0・1歳児からの保育ニーズへの対応に注力することも可能となる。

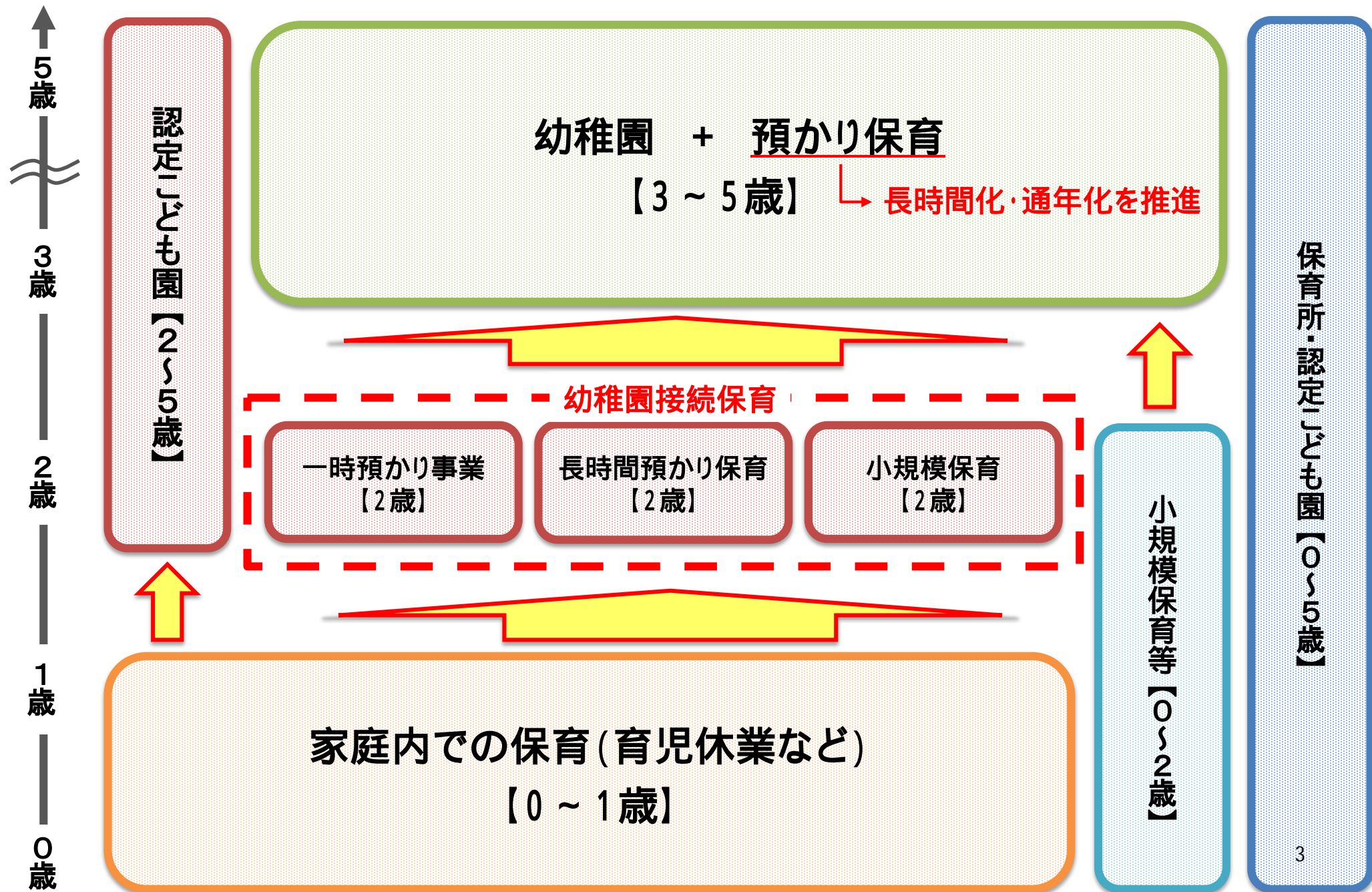
幼稚園における2歳児の受入れ(「幼稚園接続保育」等)や預かり保育の推進

幼稚園における2歳児以降の待機児童の受入れを更に推進するため、以下の措置を講じる。

- 新**(1) 一時預かり事業(幼稚園型)を活用した2歳児の受入れ推進【30年度予算要求中】文科(内閣府・厚労)
一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するとともに、そのための改修支援等を行う。
- 新**(2) 認定こども園への移行促進及び小規模保育事業等の実施促進【29年度6月通知発出済】文科(内閣府・厚労)
幼稚園から認定こども園に移行する際に、2～5歳児を対象とすることや、幼稚園が2歳児のみの小規模保育事業等を実施することが可能であること、また、認定こども園・小規模保育事業等においては、地域のニーズに応じて、開所日数・開所時間の弾力化ができることを明確化し、幼稚園から認定こども園への移行及び小規模保育事業等の実施促進を図る。また、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業についても、これらの趣旨を反映し、2歳児受入れの促進を図る。
- (3) 預かり保育の長時間化・通年化の推進【30年度予算要求中】文科(内閣府・厚労)
幼稚園における3～5歳児に対する預かり保育について、長時間及び長期休業期間中の預かりをより一層推進するための方策を検討する。
- () 上記のような取組を通じて待機児童の受入れを積極的に行う幼稚園については、幼稚園設置基準の面積要件や定員超過等について柔軟な取扱いを認めることを検討する。【29年度6月通知発出済】文科(内閣府・厚労)

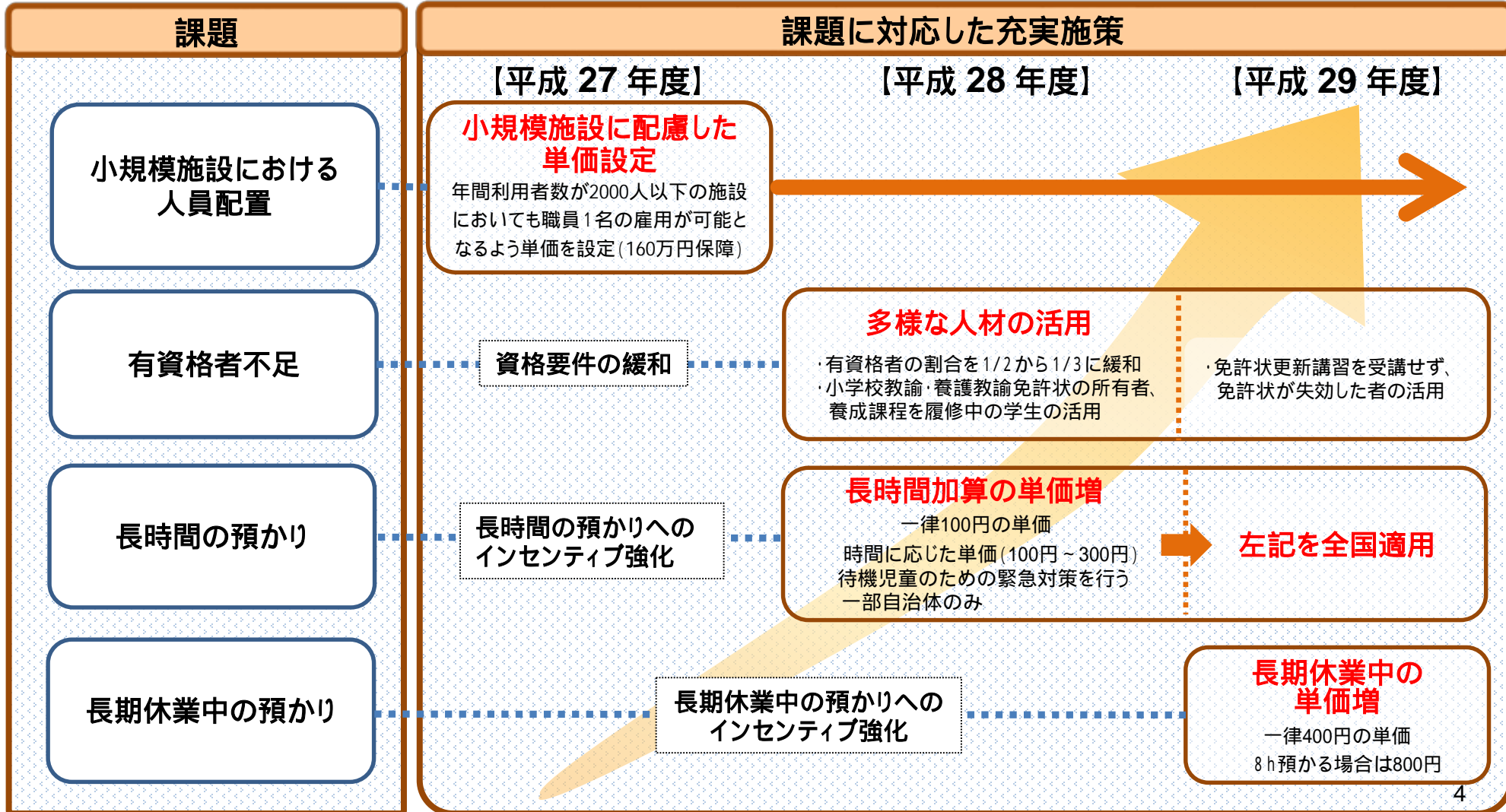
() 上記における2歳児については、保育を必要とする子どもを想定

保育を必要とする子どもの年齢ごとの受入れ施設等の概念図



一時預かり事業(幼稚園型)に係るこれまでの充実施策【H27～29】

幼稚園における預かり保育の充実を図るため、幼稚園の有する様々な課題に対応して、補助単価の増額や職員配置の柔軟化等を順次実施。



幼稚園設置基準・認可定員超過に関する規制緩和

1. 幼稚園設置基準における面積基準の緩和

幼稚園設置基準（文部省令）で規定されている幼稚園の園舎が満たすべき基準について、以下のとおり、運用を緩和。

	緩和前	緩和後
他用途に使用しているスペースの取扱い	<p>幼稚園としての用途 幼稚園以外の用途 (小規模保育等)</p> <p>幼稚園としての活動以外の用途で使用するスペースについては、<u>その面積を除外して、基準の適合性を判断</u></p>	<p>幼稚園としての用途 幼稚園以外の用途 待機児童の受入れ (小規模保育等)</p> <p>待機児童の受入りに資する取組に使用するスペースについては、<u>その面積を除外せずに、基準の適合性を判断</u></p>

2. 認可定員超過に対する取扱いの柔軟化

認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園については、都道府県の判断で、公費の減額が行われているところ、今般、待機児童等の受入れを積極的に行った結果、認可定員の超過が生じた場合には、柔軟な取扱いを検討していただくよう要請。

目的

幼稚園等における2歳児受入れの先行事例等の調査研究を実施し、2歳児受入れの効果、留意点等の調査結果を広く周知することにより、幼稚園における2歳児の円滑な受入れを支援する。（4,000千円×5事業）

背景

保護者の就労状況の変化や教育・保育ニーズの多様化により、幼稚園における2歳児の受入れ需要が高まっており、2歳児教室などの取組が進んでいる。また、我が国の課題である待機児童解消に向け「子育て安心プラン」が公表され、本プランにおいても幼稚園における待機児童、特に2歳児以降の受入れをより一層推進することが求められている。

（子育て安心プランの記載（幼稚園における受入れ推進）抜粋）

幼稚園における2歳児の受入れ（「幼稚園接続保育」等）や預かり保育の推進



待機児童解消に向けたこれまでの幼稚園の取組と成果

- ・幼稚園から認定こども園への移行により約14万人の保育の受け皿を確保
- ・幼稚園児に対する預かり保育の推進により、3歳以上の待機児童の抑制に寄与

今後の幼稚園の取組と課題

- ・子育て安心プランを踏まえ、2歳児の受入れが今後求められる。
- ・一方、幼稚園は学校教育法に基づく学校であり満3歳児から小学校入学の始期までの幼児を対象に教育を行う場。
- ・2歳児受入れに当たり以下のような事項が課題。
 - 2歳児特有の発達を踏まえた受入れへの配慮
 - 3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続を踏まえた活動
 - 幼稚園の受入れ体制、施設や設備の配慮



公立小中学校の余裕教室等の 保育所への活用について

公立小中学校の余裕教室等の保育所への活用について

「余裕教室」とは

現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室。

(文部科学省「平成29年度 余裕教室活用状況実態調査」による)

1. 公立小中学校の余裕教室の活用の現状について

公立小中学校の施設は、各地方自治体の所有する財産。そのため、活用方法については、各地方自治体が決定するものである。

平成25年5月1日現在で、全国の公立小中学校の余裕教室のうち、保育所に転用しているものは**63室**(小学校52室・中学校11室)。

2. 「子育て安心プラン」(平成29年6月)における記載について(抜粋)

「1. 保育の受け皿の拡大」

国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用

(中略)

(4) 学校等の余裕教室等の活用

・文部科学省から各自治体教育委員会に対し、自治体の保育部局への余裕教室等に関する情報提供や連携・協力について依頼する。

厚生労働省から文部科学省への依頼文の送付を受け、文部科学省から各自治体教育委員会に対し、自治体の保育部局への余裕教室等に関する情報提供や連携・協力について依頼する予定。

3 . 余裕教室の活用促進に向けたこれまでの取組状況

文部科学省としては、以下のような取組を行うことで、自治体による余裕教室の転用を積極的に支援している。

厚生労働省と連携して「余裕教室の有効活用」（パンフレット）を作成し、全国都道府県教育委員会に配布・周知（平成22年3月）

国立教育政策研究所が「余裕教室を活用した保育所整備について～学校施設の有効活用に関する調査研究報告書～」を作成（平成24年9月）

公立小中学校における余裕教室活用状況実態の調査を実施。（平成25年5月）

「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」（パンフレット）を作成し、全国都道府県教育委員会に配布・周知（平成26年8月）

各都道府県教委施設主管課長宛てに通知を発出し、児童福祉部局等との連携・協力を依頼（平成28年9月）



(参考) 余裕教室の保育所への活用における課題

待機児童が多い地域は小中学生も増えており、公立小中学校における余裕教室の数が少ない。
【表 1】

【表 1】 東京都区内待機児童数トップ5の自治体の公立小中学校の余裕教室数

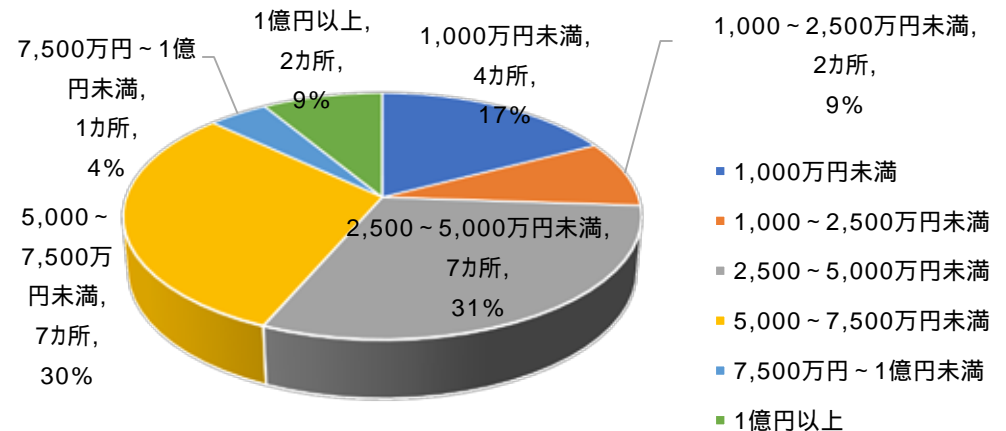
		待機児童数 (H28.4.1)	1	余裕教室数 (H25.4.1)	2
1	世田谷区	1,198		11	
2	江戸川区	397		0	
3	板橋区	376		7	
4	渋谷区	315		0	
5	足立区	306		0	

出典： 1：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ
2：文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課調べ

保育所に転用するための改修工事費の負担が大きく、将来児童増により学校に戻さざるを得なくなった場合のリスクが大きい。
【図 1】

保育の需要が高い地域は、学童保育の需要も高いため、転用に当たって、まず改修費用がそれほどかからない学童保育へ活用されるケースが多い。

【図 1】 保育所に転用するための改修工事費
(n=23, 平均は4,518万円。)



出典： 国立教育政策研究所調べ (平成22年度)